

重要事項説明書

訪問看護ステーション すもも

訪問看護ステーション 重要事項説明書（医療）

1. 事業所の概要

(事業所名) 訪問看護ステーション すもも
(所在地) 神戸市灘区城内通1丁目8-7-3B

(管理者および連絡先) 管理者：焰硝岩 莉世
電話：078-891-9125
(サービス提供地域) 神戸市内

2. 事業所の職員体制

管理者・看護師 3名
看護師 3名以上

3. (営業日及び営業時間)

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
(2) 営業時間 午前9時30分から午後6時30分
(3) サービス提供時間 午前9時30分から午後6時30分

4. サービスの方法

当事業所の看護師が作成する訪問看護計画書に基づいてサービスを提供します。

5. 支払方法及び支払日

月末に訪問回数や加算状況に応じて計算し、翌月15日以降に料金をお知らせして振込または口座引き落としにてお支払い下さい。(その他のお支払いをご希望の場合はお知らせください。)

6. 訪問看護サービスの内容

- ・生活リズムの確立
- ・家事能力、社会技能等の獲得
- ・対人関係の改善（家族含む）
- ・社会資源活用の支援
- ・薬物療法継続への援助
- ・身体合併症の発症・悪化の防止
- ・身体状況や病状の観察と療養指導
- ・栄養、清潔、排泄などの日常生活の援助
- ・機能訓練などのリハビリテーション
- ・認知症の方の看護とご家族への相談支援
- ・小児の訪問看護とご家族への相談
- ・介護相談・指導、精神的支援などご家族への支援
- ・福祉用具や住宅改修のアドバイス
- ・医療処置や医療機器の管理、点滴などの輸液管理（主治医の指示がある場合）

7. 訪問看護の提供について

- 1) 訪問回数は1日1回、3回/週までのご利用が可能です。
1回の訪問時間は30～60分となります。
(状態により、4回/週以上の訪問が可能な場合もあります。)
- 2) ご自宅への訪問看護になります。
病院・関連機関への訪問看護は原則実施していません。
- 3) 訪問地域以外に居住の方の退院調整や、退院後の状態や生活が安定する期間なども地域の訪問看護ステーションと連携して訪問させていただきます。
- 4) 緊急時や長時間訪問が必要な場合には対応させていただきますが、希望に添えない場合もあることをご了承ください。
- 5) 訪問車両での送迎は実施していません。

8. サービス利用料及び利用者負担別紙記載しておりますので、ご参照ください。

9. ご利用にあたってのお願い

- ・保険証や医療受給者証等を確認させていただきます。
これらの書類について内容に変更の生じた場合は、必ずお知らせください。
- ・やむを得ず訪問予定の変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。

10. 運営の方針

当訪問看護事業所は、対象者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援を行います。

11. 相談窓口・苦情対応 サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所の窓口 訪問看護ステーション すもも

- ・電話番号 078-891-9125
- ・FAX番号 078-891-9126

12. 事故発生時の対応

- 1) 当訪問看護事業所のサービス提供により、利用者の生命、身体、財産に損害を与えるような事故が発生した場合、市町村・ご家族・主治医及び関連する居宅介護支援事業所、相談支援事業所に報告するとともに適切な処置を講じます。
- 2) 上記事故により賠償の必要が生じた場合には、損害賠償をいたします。
- 3) 万一事故が生じた場合、その原因を解明し再発防止の為の対策を講じます。

13. 緊急時等の対応

訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨機応変で手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な対応をします。

(利用料金のお支払い方法)

利用料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、請求いたしますので翌月末日までに以下のいずれかの方法で、お支払いください。

- ・翌月15日以降に看護師が金額をお伝えし、翌月末日までにお支払いしていただきます。
- ・事業所の口座に翌月末日までに振込または口座引き落としをお願いいたします。

[取扱金融機関] 日新信用金庫 魚崎支店

[普通預金]

[口座番号] 0273509

[口座名] 合同会社 SOMAKA

14. 【説明確認欄】

令和 年 月 日

訪問看護利用の契約にあたり、上記により重要事項を説明いたしました。

(事業所所在地) 神戸市灘区城内通1丁目8-7-3B

(事業者名) 訪問看護ステーション すもも

(管 理 者) 焰 硝 岩 莉 世

印

(説明者)

(自署)

訪問看護の利用の契約にあたり、上記により重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住所

氏名

印

(代 理 人 ・ 続 柄)

住所

氏名

(続柄) 印

15. 【ご利用料金表】

基本療養費または管理療養費 + 加算料金 = お支払い料金

※国保・健保・後期高齢者等の医療保険の負担割合に応じた
1割から3割の自己負担金を当ステーションにお支払いいただくことになります。

(別表 1)

基本利用料金（基本療養費 ＋ 管理療養費）			
訪問回数	利用料（10割） 基本療養費 ＋ 管理療養費	利用者様負担額	
月の初日 週3回まで	合計 13,220円 5,550円＋7,670円	1割負担	3割負担
		1,322円	3,966円
月の初日 週4回以降	合計 14,220円 6,550円＋7,670円	1,422円	4,266円
2日目以降 週3回まで	合計 8,550円 5,550円＋3,000円	855円	2,565円
2日目以降 週4回以降	合計 9,550円 6,550円＋3,000円	955円	2,865円

(別表 2)

加算料金表			
サービス内容	利用料 (10割)	利用者様負担額	
		1割負担	3割負担
複数名訪問看護加算 1回週3回まで	4,500円	450円	1,350円

16.【国の制度と神戸市での助成制度について】

(別表3)

市民税非課税世帯で本人収入80万以下（低所得1）			市民税非課税世帯で本人収入80万超（低所得2）		
区分		自己負担額	区分		自己負担額
国の制度	重度かつ継続 非該当	1割負担かつ 月の上限額 2,500円	国の制度	重度かつ継続 非該当	1割負担かつ 月の上限額 2,500円
	重度かつ継続 該当			重度かつ継続 該当	
神戸市 助成制度	重度かつ継続 非該当	1医療機関につき 400円 （月2日/800円上限）	神戸市 助成制度	重度かつ継続 非該当	1医療機関につき 600円 （月2日/1200円上限）
	重度かつ継続 該当			重度かつ継続 該当	1医療機関につき 400円 （月2日/800円上限）
	18歳を超える 年度の 3月31日まで			18歳を超える 年度の 3月31日まで	
市民税所得割額*が3万3千円未満世帯（中間所得1）			市民税所得割額*が3万3千円以上23万5千円未満世帯 （中間所得2）		
区分		自己負担額	区分		自己負担額
国の制度	重度かつ継続 非該当	1割負担	国の制度	重度かつ継続 非該当	1割負担
	重度かつ継続 該当	1割負担かつ 月の上限額 5,000円		重度かつ継続 該当	1割負担かつ 月の上限額 10,000円
神戸市 助成制度	重度かつ継続 非該当	1医療機関につき 600円	神戸市 助成制度	重度かつ継続 非該当	1医療機関につき 600円
	重度かつ継続 該当	（月2日/1200円上限）		重度かつ継続 該当	（月2日/1200円上限）
	18歳を超える 年度の 3月31日まで	1医療機関につき 400円 （月2日/800円上限）		18歳を超える 年度の 3月31日まで	1医療機関につき 400円 （月2日/800円上限）
市民税所得割額*が23万5千円以上世帯（一定以上）			生活保護世帯		
区分		自己負担額	区分		自己負担額
国の制度	重度かつ継続 非該当	制度対象外	国の制度	重度かつ継続 非該当	自己負担額 0円
	重度かつ継続 該当	1割負担かつ 月の上限額 20,000円		重度かつ継続 該当	
神戸市 助成制度	重度かつ継続 非該当	制度対象外	神戸市 助成制度	重度かつ継続 非該当	自己負担額 0円
	重度かつ継続 該当	1医療機関につき 600円 （月2日/1200円上限）		重度かつ継続 該当	
	18歳を超える 年度の 3月31日まで	1医療機関につき 400円 （月2日/800円上限）		18歳を超える 年度の 3月31日まで	

※2025年3月17日時点